

# 伊 勢 市 公 報

第 131 号  
平成 23 年 4 月 20 日

水 曜 日

## 目 次

	頁
<b>条 例</b>	
○ 伊勢市国民健康保険条例の一部を改正する条例	2
○ 条例	4
<b>規 則</b>	
○ 伊勢市消防本部に関する規則及び伊勢市救急業務実施規則の一部を改正する規則	23
○ 伊勢市矢持会館条例規則	23
○ 伊勢市平家の里利用施設条例施行規則を廃止する規則	23
○ 伊勢市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則	23
○ 伊勢市事務分掌規則等の一部を改正する規則	23
○ 伊勢市福祉健康センター処務規則の一部を改正する規則	23
○ 伊勢市産業支援センター条例施行規則の一部を改正する規則	23
○ 伊勢市市税条例施行規則の一部を改正する規則	23
○ 規則	23
<b>訓 令</b>	
○ 伊勢市事務決裁規程及び伊勢市文書管理規程の一部を改正する規程	25
○ 伊勢市経営戦略会議規程の一部を改正する規程	26
<b>上 下 水 道 事 業 管 理 規 程</b>	
○ 伊勢市水道事業及び下水道事業会計規程の一部を改正する規程	72
<b>告 示</b>	
○ 固定資産税・都市計画税の納付期限の延長について	25
○ 指定代理納付者の指定について	25
○ 伊勢市保育所保育料の収納に関する業務の私人への委託について	26
○ 退職手当審査会に関する事務の委託について	27
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	28
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	29
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	89
○ 道路の区域変更について	25
○ 道路の供用開始について	26
○ 道路の供用開始について	27
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	28
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	29
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	89
○ 平成 23 年度一般廃棄物処理実施計画の策定について	89
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	89
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	89
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	89
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	89
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	89
<b>選挙管理委員会告示</b>	
○ 三重県知事選挙関係	

・ 開票の日時及び場所について	93
○ 三重県知事選挙関係	
・ 開票管理者又はその職務代理者の選任について	93
○ 三重県知事選挙関係	
・ 投票所の設置について	93
○ 三重県知事選挙関係	
・ 投票管理者又はその職務代理者の選任について	93
<b>上下水道告示</b>	
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定について	94
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定の有効期間満了について	95
<b>公 告</b>	
○	96
○ について	97
○	98
○ について	99
○ について	101
○	103
○ について	104
<b>公 表</b>	
○ 犬の抑留について	107
○	113

伊勢市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 23 年 4 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市条例第 10 号

### 伊勢市国民健康保険条例の一部を改正する条例

伊勢市国民健康保険条例（平成 17 年伊勢市条例第 101 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「35 万円」を「39 万円」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 この条例による改正後の伊勢市国民健康保険条例第 7 条の規定は、出産の日がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後である被保険者及び被保険者であった者について適用し、出産の日が施行日前である被保険者及び被保険者であった者については、なお従前の例による。

#### （説 明）

これは、健康保険法施行令の一部改正に伴い、暫定的に引き上げを行っていた出産育児一時金の額について、平成 23 年 4 月から恒久的に引き上げることとするため、条例を改正しようとするものである。

伊勢市消防本部に関する規則及び伊勢市救急業務実施規則の一部を改正  
する規則をここに公布する。

平成 23 年 4 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市規則第 13 号

伊勢市消防本部に関する規則及び伊勢市救急業務実施規則の一部を改正する規則

(伊勢市消防本部に関する規則の一部改正)

第 1 条 伊勢市消防本部に関する規則(平成 17 年伊勢市規則第 151 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条の表通信指令課の項中「通信指令第 2 係」を「通信指令第 2 係、通信指令第 3 係」に改める。

(伊勢市救急業務実施規則の一部改正)

第 2 条 伊勢市救急業務実施規則(平成 17 年伊勢市規則第 164 号)の一部を次のように改正する。

第 9 条中「若しくは通信指令第 2 係」を「、通信指令第 2 係若しくは通信指令第 3 係」に改める。

附 則

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市矢持会館条例規則をここに公布する。

平成 23 年 4 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市規則第 14 号

### 伊勢市矢持会館条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、伊勢市矢持会館条例(平成 22 年伊勢市条例第 42 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用許可の申請)

第 2 条 条例第 7 条第 1 項の規定により伊勢市矢持会館(以下「会館」という。)の利用の許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ伊勢市矢持会館利用許可申請書(様式第 1 号。以下「利用許可申請書」という。)を指定管理者に提出しなければならない。

2 申請者は、利用許可申請書を利用日の 3 月前から利用日の 3 日前までの間に提出しなければならない。ただし、指定管理者がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

(利用の許可)

第 3 条 指定管理者は、利用許可申請書を受理したときは、その利用目的及び内容を審査し、適当と認めたときは、伊勢市矢持会館利用許可書(様式第 2 号。以下「利用許可書」という。)を申請者に交付する。

(利用許可の変更又は取消し)

第 4 条 会館の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、許可を受けた事項を変更し、又は利用の許可の取消しを受けようとするときは、伊勢市矢持会館利用変更許可申請書(様式第 3 号)又は伊勢市矢持会館利用取消承認申請書(様式第 4 号)に利用許可書を添えて指定管理者に提出し、当該許可又は承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、当該申請に係る申請書を利用日の 3 日前までに提出して行わなければならない。

3 指定管理者は、第 1 項の規定による申請書を受理し、正当な理由があ

ると認めたときは、伊勢市矢持会館利用変更許可書(様式第5号。以下「利用変更許可書」という。)又は伊勢市矢持会館利用許可取消通知書(様式第6号)を当該申請書を提出した者に交付する。

(利用時間)

第5条 利用者が会館を利用することができる時間は、許可を受けた時間(次項において「利用時間」という。)内とし、準備し、及び原状に回復するために要する時間を含めたものとする。

2 利用時間の延長は、会館の利用開始後はこれを認めない。ただし、会館の事業の運営上又は管理上支障がないと指定管理者が認めたときは、この限りでない。

(利用期間)

第6条 会館の利用期間は、引き続き5日を超えることができない。ただし、指定管理者が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

(許可書の掲示)

第7条 利用者は、会館を利用する際、利用許可書又は利用変更許可書を会館を管理する係員(以下「係員」という。)に掲示しなければならない。

(利用料金の減免)

第8条 条例第11条の規定により、利用料金の減免を行うことのできる場合及び減免の割合は、次のとおりとする。

- (1) 市が主催し、又は共催する行事に利用する場合 10割
- (2) 市内の社会教育団体又は公共的団体が主催する行事に利用する場合 10割
- (3) 市が後援し、又は協賛する行事に利用する場合 5割
- (4) 前3号に準ずるもので、指定管理者が特に必要と認めた場合 当該各号に準ずる割合

2 利用料金の減免を受けようとする者は、伊勢市矢持会館利用料金減免

申請書(様式第7号)を指定管理者に提出しなければならない。

(利用料金の還付)

第9条 条例第12条ただし書の規定により、利用料金の還付を行うことのできる場合及び還付額は、次のとおりとする。

- (1) 災害その他利用者の責めによらない理由により利用できなかった場合 既納利用料金の全額
- (2) 利用者が利用を開始する3日前までに利用の取消しの申出をし、指定管理者が許可した場合 既納利用料金の全額
- (3) 利用者が利用変更許可を受けた場合において既納利用料金に過納金が生じた場合 過納金の全額
- (4) その他指定管理者がやむを得ない理由により利用ができないと認めた場合 その都度指定管理者が定める額

(特別の設備等の許可)

第10条 利用者は、条例第13条第3項の規定により、会館利用のために特別の設備若しくは装飾をし、又は備付け以外の器具を持ち込み利用しようとするときは、特別の設備等の内容を記載した書類を利用許可申請書に添付して指定管理者に申請しなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、利用許可書にその旨を記載して許可するものとする。

(損傷等の届出)

第11条 利用者その他会館を利用する者(以下「利用者等」という。)は、会館の施設、設備、備品等を損傷し、又は滅失したときは、伊勢市矢持会館施設等損傷(滅失)届(様式第8号)を指定管理者に提出しなければならない。

(遵守事項)

第 12 条 利用者等は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 会館の施設、設備、備品等を汚損し、又は損傷するおそれのある行為をしないこと。
- (1) 許可された以外の施設、設備、備品等を利用しないこと。
- (2) 指定場所以外での火気の使用、喫煙及び飲食をしないこと。
- (3) 危険物、不潔物及び動物(盲導犬、介助犬及び聴導犬を除く。)を持ち込まないこと。
- (4) 騒音を発し、暴力を用いる等、他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (5) 壁、柱、窓等にはり紙をし、又は釘類を打ち込まないこと。
- (6) 利用の後は、速やかに原状に回復し、清掃すること。
- (7) その他指定管理者が会館の管理上必要と認めた指示に従うこと。

(販売行為等の禁止)

第 13 条 会館及び会館の敷地内において物品の販売、広告、宣伝及び寄附募集の行為その他これらに類する行為をしてはならない。ただし、指定管理者の許可を受けた場合は、この限りでない。

(係員の立入り)

第 14 条 利用者は、係員が職務遂行のため利用中の場所に立ち入ることを拒むことができない。

(補則)

第 15 条 この規則に定めるもののほか、会館の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号(第 2 条関係)

伊勢市矢持会館利用許可申請書

年 月 日

(あて先)指定管理者

住所(所在地)  
氏名(名称)  
(利用責任者)  
連絡先電話

次のとおり伊勢市矢持会館の利用の許可を申請します。  
なお、利用に当たっては、利用の条件を守ります。

利 用 日 時	年 月 日	午 前 午 後	時 从	午 前 午 後	時 まで
利 用 目 的					
利 用 施 設	会 議 室 1	会 議 室 2	会 議 室 3		
特 別 の 設 備	1 有(別紙のとおり)		2 無		
利 用 予 定 人 数	名	冷 暖 房 利 用	1 有 2 無		
※ 利 用 料 金	規 定 の 利 用 料 金	円(室料 円、冷暖房 円)			
	減 免 額	円(施設 円、冷暖房 円)			
	差 引 利 用 料 金	円(室料 円、冷暖房 円)			

注 ※印の欄は記入しないでください。

様式第2号(第3条関係)

伊勢市矢持会館利用許可書

年 月 日  
第 号

様

指定管理者

印

次のとおり伊勢市矢持会館の利用を許可します。

利 用 日 時	年 月 日	午前 午後	時から	午前 午後	時まで
利 用 目 的					
利 用 施 設	会議室 1	会議室 2	会議室 3		
特別の設備等	1 有(別紙のとおり)		2 無		
利用予定人数	名	冷暖房 利 用	1 有 2 無		
利 用 料 金	円(室料 円)				
利 用 条 件	伊勢市矢持会館条例及び同条例施行規則を遵守し、係員の指示に従うこと。				

様式第3号(第4条関係)

伊勢市矢持会館利用変更許可申請書

年 月 日

(あて先)指定管理者

住所(所在地)  
氏名(名称)  
(利用責任者)  
連絡先電話

次のとおり伊勢市矢持会館の利用許可の変更を申請します。

利用許可 日 時	年 月 日	午前 午後	時から	午前 午後	時まで	
利用の許可 を受けた 施設	会議室 1                  会議室 2                  会議室 3					
変更理由						
変更事項	日時	年 月 日	午前 午後	時から	午前 午後	時まで
	利用 施設	会議室 1                  会議室 2                  会議室 3				
※利用料金	変更後利用料		円			
	既納利用料		円			
	差引き		円		(還付・不足)	

注 1 ※印の欄は記入しないでください。

2 利用許可書を添付してください。

様式第4号(第4条関係)

伊勢市矢持会館利用許可取消承認申請書

年 月 日

(あて先)指定管理者

住所(所在地)  
氏名(名称)  
(利用責任者)  
連絡先電話

次のとおり伊勢市矢持会館の利用許可の取消しを申請します。

利用許可日	年 月 日	午前 午後	時から	午前 午後	時まで
利用の許可を受けた施設	会議室1                  会議室2                  会議室3				
利用の取消しをしたい施設	会議室1                  会議室2                  会議室3				
利用取消理由					
※利用料金の還付	審査内容	<input type="checkbox"/> 第9条第1号該当 <input type="checkbox"/> 第9条第2号該当 <input type="checkbox"/> 第9条第3号該当		<input type="checkbox"/> 第9条第4号該当 <input type="checkbox"/> その他(                  )	
	還付金	既納利用料 円	還付率 /100	還付金額 円	

注 ※印の欄は記入しないでください。

様式第5号(第4条関係)

伊勢市矢持会館利用変更許可書

年 月 日

様

指定管理者

印

年 月 日付で申請のあった伊勢市矢持会館の利用の変更について、次のとおり許可します。

利用許可 日 時	年 月 日	午前 午後	時から	午前 午後	時まで	
利用の許可 を受けた 施設	会議室 1	会議室 2	会議室 3			
変更理由						
変更事項	日時	年 月 日	午前 午後	時から	午前 午後	時まで
	利用 施設	会議室 1	会議室 2	会議室 3		
※利用料金	変更後利用料金			円		
	既納利用料金			円		
	差引き			円		(還付・不足)

注 ※印の欄は記入しないでください。

様式第6号(第4条関係)

伊勢市矢持会館利用許可取消通知書

年 月 日

様

指定管理者 印

年 月 日付で申請のあった伊勢市矢持会館の利用許可の取消しについて、次のとおり承認します。

利用許可日	年 月 日	午前 午後	時から	午前 午後	時まで
利用の許可を受けた施設	会議室1                  会議室2                  会議室3				
利用の取消しをしたい施設	会議室1                  会議室2                  会議室3				
利用取消理由					
※利用料金の還付	審査内容	<input type="checkbox"/> 第9条第1号該当 <input type="checkbox"/> 第9条第2号該当 <input type="checkbox"/> 第9条第3号該当		<input type="checkbox"/> 第9条第4号該当 <input type="checkbox"/> その他(                  )	
	還付金	既納利用料	還付率		還付金額
		円	/100		円

注 ※印の欄は記入しないでください。

様式第7号(第8条関係)

伊勢市矢持会館利用料金減免申請書

年 月 日

(あて先)指定管理者

住所(所在地)  
氏名(名称)  
(利用責任者)  
連絡先電話

伊勢市矢持会館の利用料金の減免について、次のとおり申請します。

利用の日時	年 月 日	午前 午後	時から	午前 午後	時まで
利用の目的					
利用施設	会議室1	会議室2	会議室3		
減免理由					
※審査内容	<input type="checkbox"/> 第8条第1号該当(10割) <input type="checkbox"/> 第8条第2号該当(10割) <input type="checkbox"/> 第8条第3号該当(5割)		<input type="checkbox"/> 第8条第4号該当( 割)		

注 ※印の欄は記入しないでください。

様式第 8 号(第 11 条関係)

伊勢市矢持会館施設等損傷(滅失)届

年 月 日

(あて先)指定管理者

住所(所在地)  
氏名(名称)  
(利用責任者)  
連絡先電話

次のとおり伊勢市矢持会館の施設等を損傷(滅失)したので届け出ます。

利用の許可 年月日及び 許可番号	年 月 日 許可第 号
利用の目的	
損傷(滅失) の日時	年 月 日 時 分頃
損傷(滅失) した施設等 の箇所及び 程度	
損傷(滅失) の原因及び 状況	

注 ※印の欄は記入しないでください。

伊勢市平家の里利用施設条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成 23 年 4 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 15 号

伊勢市平家の里利用施設条例施行規則を廃止する規則

伊勢市平家の里利用施設条例施行規則（平成 18 年伊勢市規則第 42 号）  
は、廃止する。

附 則

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則をここに公  
布する。

平成 23 年 4 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市規則第 16 号

伊勢市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市職員退職手当支給条例施行規則（平成 17 年伊勢市規則第 39 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の 8 を削る。

第 7 条から第 11 条までを削り、第 12 条を第 7 条とし、同条の次に次の 5 条を加える。

（懲戒免職等処分を行う権限を有していた機関がない場合における退職手当管理機関）

第 8 条 条例第 10 条第 2 号に規定する規則で定める機関は、職員の退職の日において当該職員の占めていた職（当該職が廃止された場合にあつては、当該職に相当する職）の任命権を有する機関とする。

（退職手当支給制限処分書の様式）

第 9 条 条例第 11 条第 1 項の規定による処分に係る同条第 2 項の書面の様式及び条例第 13 条第 1 項（同項第 1 号又は第 2 号に該当する場合に限る。）の規定による処分に係る同条第 5 項において準用する条例第 11 条第 2 項の書面の様式は、様式第 7 号のとおりとする。

2 条例第 13 条第 1 項（同項第 3 号に該当する場合に限る。）又は第 2 項の規定による処分に係る同条第 5 項において準用する条例第 11 条第 2 項の書面の様式は、様式第 8 号のとおりとする。

（退職手当支払差止処分書の様式）

第 10 条 条例第 12 条第 1 項の規定による処分に係る同条第 10 項において準用する条例第 11 条第 2 項の書面の様式は、様式第 9 号のとおりとする。

2 条例第 12 条第 2 項（同項第 1 号に該当する場合に限る。）の規定による処分に係る同条第 10 項において準用する条例第 11 条第 2 項の書面の

様式は、様式第 10 号のとおりとする。

3 条例第 12 条第 2 項（同項第 2 号に該当する場合に限る。）の規定による処分に係る同条第 10 項において準用する条例第 11 条第 2 項の書面の様式は、様式第 11 号のとおりとする。

4 条例第 12 条第 3 項の規定による処分に係る同条第 10 項において準用する条例第 11 条第 2 項の書面の様式は、様式第 12 号のとおりとする。  
（退職手当返納命令書の様式）

第 11 条 条例第 14 条第 1 項（同項第 1 号又は第 2 号に該当する場合に限る。）の規定による処分に係る同条第 6 項において準用する条例第 11 条第 2 項の書面の様式は、様式第 13 号のとおりとする。

2 条例第 14 条第 1 項（同項第 3 号に該当する場合に限る。）の規定による処分に係る同条第 6 項又は条例第 15 条第 1 項の規定による処分に係る同条第 2 項において準用する条例第 11 条第 2 項の書面の様式は、様式第 14 号のとおりとする。

（条例第 16 条第 1 項に規定する懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知書の様式）

第 12 条 条例第 16 条第 1 項の規定による通知に係る書面の様式は、様式第 15 号のとおりとする。

第 13 条を第 14 条とし、同条の前に次の 1 条を加える。

（退職手当相当額納付命令書の様式）

第 13 条 条例第 16 条第 1 項、第 2 項又は第 3 項の規定による処分に係る同条第 7 項において準用する条例第 11 条第 2 項の書面は、様式第 16 号のとおりとする。

2 条例第 16 条第 4 項又は第 5 項の規定による処分に係る同条第 7 項において準用する条例第 11 条第 2 項の書面は、様式第 17 号のとおりとする。

様式第 7 号から様式第 11 号までを次のように改める。

様式第 11 号の次に次の 6 様式を加える。

附 則

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市事務分掌規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 23 年 4 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市規則第 17 号

伊勢市事務分掌規則等の一部を改正する規則

(伊勢市事務分掌規則の一部改正)

第 1 条 伊勢市事務分掌規則(平成 19 年伊勢市規則第 8 号)の一部を次のように改正する。

目次中「第 23 条・第 24 条」を「第 23 条」に、「第 25 条・第 26 条」を「第 24 条・第 25 条」に、「第 27 条―第 29 条」を「第 26 条―第 30 条」に、「第 30 条・第 31 条」を「第 31 条・第 32 条」に、「第 32 条―第 36 条」を「第 33 条―第 37 条」に改める。

第 3 条の表健康福祉部の部こども課の項中「こども育成係」を「こども育成係 こども家庭相談センター」に改め、同表都市整備部の部用地課の項中「境界係」を「境界係 地籍調査係」に改める。

第 6 条の表総務部の部課税課の款税務係の項中第 15 号を第 16 号とし、第 9 号から第 14 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 8 号の次に次の 1 号を加える。

(9) 軽自動車税の減免及び納期限の延長に関する事。

第 6 条の表総務部の部課税課の款市民税係の項第 3 号中「延納」を「納期限の延長」に改め、同款固定資産税係の項第 3 号中「延納」を「納期限の延長」に改め、同表環境生活部の部戸籍住民課の款届出係の項中第 19 号を第 20 号とし、第 18 号の次に次の 1 号を加える。

(19) 外国人登録に関する事。

第 6 条の表環境生活部の部戸籍住民課の款証明係の項中第 10 号を第 11 号とし、第 9 号を第 10 号とし、第 8 号の次に次の 1 号を加える。

(9) 住民基本台帳カードの作成に関する事。

第 6 条の表環境生活部の部戸籍住民課の款証明係の項中第 7 号及び第 8 号を次のように改める。

(7) 戸籍関係に伴う諸証明に関すること。

(8) 外国人登録記載事項の証明に関すること。

第6条の表環境生活部の部戸籍住民課の款証明係の項中第6号を削り、第5号中「住所に付随する証明」を「住所関係に伴う諸証明」に改め、同号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者保護のための住民基本台帳事務における支援措置に関すること。

第6条の表環境生活部の部環境課の款環境対策係の項第11号を次のように改める。

(11) 墓地、埋葬に関する法律（昭和23年法律第48号）に関すること。

第6条の表環境生活部の部環境課の款環境対策係の項中第15号を第17号とし、第12号から第14号までを2号ずつ繰り下げ、第11号の次に次に2号を加える。

(12) 市営墓地の運営に関すること。

(13) 規格葬儀に関すること。

第6条の表環境生活部の部環境課の款ごみゼロ推進係の項第4号中「伊勢廃棄物投棄場」を「廃棄物投棄場」に改める。

第6条の表健康福祉部の部生活支援課の款福祉総務係の項中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号を削り、第12号を第10号とし、第13号から第21号までを2号ずつ繰り上げ、第22号を削り、第23号を第20号とし、第24号から第27号までを3号ずつ繰り上げ、同部子ども課の款保育係の項第4号中「心身障害児通園施設」を「認定子ども園」に改め、同課子ども育成係の項中第3号及び第4号を削り、第5号を第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) 放課後児童対策事業に関すること。

第6条の表健康福祉部の部こども課の款こども育成係の項中第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、同款に次のように加える。

こども家庭相談センター

- (1) 家庭児童相談に関すること。
- (2) 児童の虐待の防止に関すること。
- (3) 女性保護に関すること。
- (4) 心身障害児通園施設に関すること。
- (5) 要保護児童対策地域協議会に関すること。

第6条の表健康福祉部の部長寿課の款長寿係の項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 認知症対応型共同生活介護事業に関すること。

第6条の表健康福祉部の部障がい福祉課の款障害福祉係の項第7号中「障害者授産施設」を「障がい者就労支援施設」に改め、同表都市整備部の部交通政策課の款交通安全係の項中第3号を削り、第4号を第3号とし、同部用地課の款境界係の項第2号中「地籍その他地理」を「法定外公共物の処分」に改め、同款に次のように加える。

地籍調査係

- (1) 地籍調査に関すること。
- (2) 街区基準点の保全、管理に関すること。
- (3) その他地理に関すること。

第23条第1項の表二見総合支所の部中「生活環境課」を「生活福祉課」に改め、「福祉健康課」を削り、同表小俣総合支所の部中「生活環境課」を「生活福祉課」に改め、「福祉健康課」を削り、同表御菌総合支所の部中「生活環境課」を「生活福祉課」に改め、「福祉健康課」を削り、

同条第2項の表地域振興課の項中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号から第19号までを1号ずつ繰り上げ、同表生活環境課の項を次のように改める。

#### 生活福祉課

- (1) 市民カードに関する事。
- (2) 戸籍事務に関する事。
- (3) 住民記録事務に関する事。
- (4) 公的個人認証に関する事。
- (5) 住居表示事務に関する事。
- (6) 印鑑登録事務に関する事。
- (7) 外国人登録事務に関する事。
- (8) 国民年金事務に関する事。
- (9) 国民健康保険に関する事。
- (10) 後期高齢者医療に関する事。
- (11) 福祉医療費の助成に関する事。
- (12) 税証明(所得証明、納税証明、課税証明、評価証明及び公課証明)に関する事。
- (13) 軽自動車税(減免申請書、標識弁償金、車両登録管理、証明書等)の受付、交付、発行等に関する事。
- (14) 臨時運行許可業務に関する事。
- (15) 市税(県民税含む。)及び税外収入金の窓口収納、口座振替に関する事。
- (16) 伊勢市離宮の湯に関する事(小俣総合支所生活福祉課に限る。)
- (17) 介護保険に関する事。
- (18) 保育所入所及び保育料に関する事。
- (19) 家庭児童相談に関する事。

- (20) 子ども手当に関する事。
- (21) 児童扶養手当に関する事。
- (22) 高齢者福祉に関する事。
- (23) 生活保護に関する事。
- (24) 遺家族等援護に関する事。
- (25) 身体障害者福祉に関する事。
- (26) 知的障害者福祉に関する事。
- (27) 精神障害者福祉に関する事。
- (28) 障害児福祉に関する事。
- (29) 保健事業に関する事。
- (30) 二見老人福祉センターの管理に関する事(二見総合支所生活福祉課に限る。)
- (31) 小俣老人福祉会館に関する事(小俣総合支所生活福祉課に限る。)
- (32) 伊勢市保健福祉会館に関する事(小俣総合支所生活福祉課に限る。)

第 23 条第 2 項の表中福祉健康課の項を削る。

第 24 条を削る。

第 25 条中第 25 号を第 26 号とし、第 24 号を第 25 号とし、第 23 号を第 24 号とし、第 22 号を第 23 号とし、第 21 号を削り、第 20 号を第 22 号とし、第 6 号から第 19 号までを 2 号ずつ繰り下げ、第 5 号の次に次の 2 号を加え、同条を第 24 条とする。

- (6) 印鑑の登録及び証明に関する事(法第 260 条の 2 第 1 項の認可を受けた地縁による団体に係るものを除く。)
- (7) 外国人登録記載事項の証明に関する事。

第 26 条を第 25 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

(小俣保健センター)

第 26 条 伊勢市小俣保健センター条例(平成 17 年伊勢市条例第 126 号)

第 1 条の規定に基づき設置された伊勢市小俣保健センター(以下この条において「小俣保健センター」という。)は、生活支援課に属する機関とし、その事務分掌は、次のとおりとする。

(1) 小俣保健センターの運営に関すること。

第 36 条を第 37 条とし、第 31 条から第 35 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 30 条第 1 項の表保育所の項の次に次のように加える。

認定こども園			園長
--------	--	--	----

第 30 条第 3 項の表保育所の項中「副園長、主任保育士」を「主任保育士」に改め、同項の次に次のように加える。

認定こども園	主任保育士、主査、主任、副主任
--------	-----------------

第 30 条を第 31 条とし、第 29 条を第 30 条とし、第 28 条を第 29 条とし、第 27 条の次に次の 1 条を加える。

(認定こども園)

第 28 条 伊勢市立認定こども園条例(平成 22 年伊勢市条例第 24 号)第 1

条の規定により設置された認定こども園は、健康福祉部こども課に属する機関とし、その事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 入園児童の保育に関すること。
- (2) 認定こども園の運営に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(伊勢市公印規則の一部改正)

第 2 条 伊勢市公印規則(平成 17 年伊勢市規則第 7 号)の一部を次のように改正する。

別表市印の部中

国民健康保険被保険者証、国民健康保険被保険者資格証明書、国民健康保険高齢受給者証、国民健康保険標準負担額減額認定証、国民健康保険限度額適用認定証、国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証、国民健康保険特定疾病療養受療証、旧被扶養者異動連絡票及び特定同一世帯所得者異動連絡票	各総合支所生活環境課長	3
介護保険被保険者証及び介護保険資格者証	各総合支所福祉健康課長	3

を

国民健康保険被保険者証、国民健康保険被保険者資格証明書、国民健康保険高齢受給者証、国民健康保険標準負担額減額認定証、国民健康保険限度額適用認定証、国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証、国民健康保険特定疾病療養受療証、旧被扶養者異動連絡票、特定同一世帯所得者異動連絡票、介護保険被保険者証及び介護保険資格者証	各総合支所生活福祉課長	3
---	-------------	---

に改め、同表市役所印の項中「総務課長」を「職員課長」に改め、同表市長印の部 

市伊
長勢

 の項中「各総合支所福祉健康課長」を「各総合支所生活福祉課長」に、同部 

伊勢
市長
<small>各総合支所</small>

 の項中「各総合支所生活環境課長」を「各総合支所生活福祉課長」に改め、同部 

市伊
長勢

 の項中

戸籍及び住民基本台帳に関する証明書の訂正	各総合支所生活環境課長	9	を
国民健康保険料、後期高齢者医療保険料及び介護保険料に係る納入通知書、納付通知書及び督促状等通知書の訂正	各総合支所福祉健康課長	3	

戸籍及び住民基本台帳に関する証明書並びに国民健康保険料、後期高齢者医療保険料及び介護保険料に係る納入通知書、納付通知書及び督促状等通知書の訂正	各総合支所生活福祉課長	6
---	-------------	---

に、「各総合支所生活環境課長」を「各総合支所生活福祉課長」に改め、市長印（市長の氏）の部から市長職務代理者印（市長職務代理者の氏）の部までの規定中「各総合支所生活環境課長」を「各総合支所生活福祉課長」に改め、会計管理者印の項中 

現金の出納	会計課長	2
-------	------	---

 を

現金の出納	会計課長	1
-------	------	---

 に改め、所長印の項中「各総合支所福祉健康課長」を「各総合支所生活福祉課長」に改め、出納員印の部中、

	か	長方	二見総合支所生活環境課の所管事務に係る諸収入金の収納	二見総合支所生活環境課長	2			
	い	縦14						
	書	横49						
<table border="1" style="font-size: small;"><tr><td>伊勢市出納</td><td>領収</td></tr><tr><td colspan="2">二見総合支所生活環境課長</td></tr></table>	伊勢市出納	領収	二見総合支所生活環境課長					
伊勢市出納	領収							
二見総合支所生活環境課長								

伊勢市出納 領収 小俣総合支所 生活環境課長	かい書	長方 縦 16 横 31	小俣総合支所生活環 境課の所管事務に係 る諸収入金の収納	小俣総合 支所生活 環境課長	1
伊勢市出納 領収 小俣総合支所生活環境課長	かい書	長方 縦 14 横 49	小俣総合支所生活環 境課の所管事務に係 る諸収入金の収納	小俣総合 支所生活 環境課長	1
伊勢市出納 領収 御菌総合支所生活環境課長	かい書	長方 縦 14 横 49	御菌総合支所生活環 境課の所管事務に係 る諸収入金の収納	御菌総合 支所生活 環境課長	2

を

伊勢市出納 領収 二見総合支所生活福祉課長	かい書	長方 縦 14 横 49	二見総合支所生活福 祉課の所管事務に係 る諸収入金の収納	二見総合 支所生活 福祉課長	2
伊勢市出納 領収 小俣総合支所 生活福祉課長	かい書	長方 縦 18 横 32	小俣総合支所生活福 祉課の所管事務に係 る諸収入金の収納	小俣総合 支所生活 福祉課長	1
伊勢市出納 領収 御菌総合支所生活福祉課長	かい書	長方 縦 14 横 49	小俣総合支所生活福 祉課の所管事務に係 る諸収入金の収納	小俣総合 支所生活 福祉課長	1
伊勢市出納 領収 小俣総合支所生活福祉課長	かい書	長方 縦 14 横 49	御菌総合支所生活福 祉課の所管事務に係 る諸収入金の収納	御菌総合 支所生活 福祉課長	2

に、

「

収税課長	1
------	---

」を「

収税課長	2
------	---

」に、

「

生活支援課長	1
--------	---

」を「

生活支援課長	2
--------	---

」に、

「

こども課長	4
-------	---

」を「

こども課長	16
-------	----

」に、

「

教育委員会事務局 文化振興課長	3
--------------------	---

」を「

教育委員会事務局 文化振興課長	1
--------------------	---

」に、

「

二見総合支所生活環境課の 所管事務に係る諸収入金の 収納	二見総合支所生活環 境課長	2
二見総合支所福祉健康課の 所管事務に係る諸収入金の 収納	二見総合支所福祉健 康課長	1

」を

「

二見総合支所生活福祉課の 所管事務に係る諸収入金の 収納	二見総合支所生活福 祉課長	2
------------------------------------	------------------	---

」に、

「

小俣総合支所生活環境課の所 管事務に係る諸収入金の収納	小俣総合支所生活 環境課長	3
小俣総合支所生活環境課の所 管事務に係る諸収入金の収納	小俣総合支所生活 環境課長	1

」を

小俣総合支所生活福祉課の 所管事務に係る諸収入金の 収納	小俣総合支所生活福 祉課長	3	に、
------------------------------------	------------------	---	----

御菌総合支所生活環境課の 所管事務に係る諸収入金の 収納	御菌総合支所生活環 境課長	2	を
御菌総合支所福祉健康課の 所管事務に係る諸収入金の 収納	御菌総合支所福祉健 康課長	2	

御菌総合支所生活福祉課の 所管事務に係る諸収入金の 収納	御菌総合支所生活福 祉課長	2	に、
------------------------------------	------------------	---	----

同項中	教育委員会事務局生 涯学習・スポーツ課長	7	を	教育委員会事務局生 涯学習・スポーツ課長	6
-----	-------------------------	---	---	-------------------------	---

に改める。

(伊勢市会計規則の一部改正)

第3条 伊勢市会計規則(平成17年伊勢市規則第42号)の一部を次のように改正する。

別表環境生活部の部清掃課の項中「庶務係長」を「清掃課員」に改め、同表健康福祉部の部こども課の項中「各保育所(園)長」を「各保育所(園)長 しごうこども園長」に改め、同表二見総合支所の部中「生活環境課」を「生活福祉課」に改め、福祉健康課の項を削り、同表小俣総合支所の部中「生活環境課」を「生活福祉課」に改め、福祉健康課の項

を削り、同表御菌総合支所の部中「生活環境課」を「生活福祉課」に改め、福祉健康課の項を削る。

(伊勢市離宮の湯条例施行規則の一部改正)

第4条 伊勢市離宮の湯条例施行規則（平成17年伊勢市規則第52号）の一部を次のように改正する。

第6条中「生活環境課」を「生活福祉課」に改める。

(証明書等自動交付事務取扱規則の一部改正)

第5条 証明書等自動交付事務取扱規則（平成17年伊勢市規則第91号）の一部を次のように改正する。

別表中「生活環境課長」を「生活福祉課長」に改める。

(伊勢市認知症対応型共同生活介護利用判定委員会設置規則の一部改正)

第6条 伊勢市認知症対応型共同生活介護利用判定委員会設置規則（平成17年伊勢市規則第71号）の一部を次のように改正する。

第7条中「小俣総合支所福祉健康課」を「健康福祉部長寿課」に改める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

伊勢市福祉健康センター処務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 23 年 4 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市規則第 18 号

### 伊勢市福祉健康センター処務規則の一部を改正する規則

伊勢市福祉健康センター処務規則（平成 17 年伊勢市規則第 55 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条各号列記以外の部分中「11 人以内」を「12 人以内」に改め、同条第 2 号を同条第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 指定管理者 1 人

#### 附 則

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市産業支援センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公  
布する。

平成 23 年 4 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 19 号

伊勢市産業支援センター条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市産業支援センター条例施行規則（平成 20 年伊勢市規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「第 11 条」を「第 15 条」に改める。

第 11 条中「前条第 2 項」を「前条」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第 15 条関係）

機械等備品使用料

種 別	単 位	金額（円）	備 考
帯鋸	1 時間当 たり	630	1 使用時間が 30 分以内のときは、1 時間当たりの使用料の半額とする。
自動一面鉋盤	〃	840	
手押鉋盤	〃	680	
万能丸鋸盤	〃	630	2 使用時間が 30 分を超え 1 時間未満のときは、1 時間の使用料とする。
横切り機	〃	520	
卓上ボール盤	〃	420	
糸のこぎり盤	〃	470	
バフ	〃	420	3 使用時間が 1 時間を超えるときは、30 分（30 分未満は 30 分とする。）を増すごとに 1 時間当たりの使用料の半額を加算
グラインダー	〃	420	
ベルトサンダー	〃	470	
木工旋盤	〃	630	
エアプラズマ溶接機	〃	1,570	
万能試験機	〃	1,410	
衝撃試験機	〃	360	

天秤	〃	360	する。
分光光度計	〃	470	4 起業家支援室等の使用者の機械等備品使用料は、無料とする。
ガスクロマトグラフ	〃	1,570	
原子吸光分析装置	〃	730	
蛍光X線分析装置	〃	1,570	
恒温恒湿器	〃	570	
定温恒温器	〃	360	
定温乾燥機	〃	360	
マッフル炉	〃	360	

様式第2号、様式第4号及び様式第14号を次のように改める。

附 則

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 23 年 4 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市規則第 20 号

### 伊勢市市税条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市市税条例施行規則（平成 17 年伊勢市規則第 44 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(市民税の減免)」を付し、同条の次に次の 1 条を加える。

第 10 条の 2 条例第 51 条第 2 項に規定する第 5 号に掲げる者のうち規則で定めるものは、別表第 1 条例第 51 条第 1 項第 5 号に該当する場合の部中法人市民税にかかるものとする。

別表第 1 条例第 51 条第 1 項第 1 号に該当する場合の項中「当該年度分の税額のうち」を「減免の申請があった日の属する年度に賦課される市民税額（条例第 47 条第 1 項に規定する場合以外で、かつ、前年度以前に課されるべきであった市民税額を除く。以下この表において「当該年度分の税額」という。）のうち、減免の申請日以後において」、「特別徴収義務者に徴収されるべき日」を「法第 321 条の 5 第 1 項又は法第 321 条の 7 の 6 の規定により特別徴収義務者が市へ納入すべき日」に改め、同表条例第 51 条第 1 項第 2 号に該当する場合の項減免の対象となる者の欄中「当該年の合計所得金額（法第 292 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額をいう。以下「合計所得金額」という。）及び失業保険給付金等の見込額の合算額が当該年の 4 月 1 日に属する年度のその者に係る市民税の課税最低限度額」を「減免の申請があった年（以下「当該年」という。）の合計所得金額（法第 292 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額（法附則第 33 条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得金の金額、法附則第 33 条の 3 第 5 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、法附則第 34 条第 4 項に規定する課税長期譲渡所得金額(法第 314 条の 2 の規定の適用がある場合には、その適用前の金額)、法附則第 35 条第 5 項に規定する課税短期譲渡所得金

額（法第 314 条の 2 の規定の適用がある場合には、その適用前の金額）、法附則第 35 条の 2 第 6 項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額又は法附則第 35 条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額を含む。）をいう。以下同じ。）の見込額（当該年に失業又は廃業等を起因とする給付金等を受ける場合は、当該給付金等の見込額を所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 28 条第 1 項に規定する給与等とみなして、この金額を計算するものとする。以下「所得金額等」という。）が当該年の 4 月 1 日に属する年度のその者に係る条例附則第 5 条第 1 項に規定する市民税の所得割が非課税となる額（以下「非課税限度額」という。）に改め、同項減免する税額の欄中「当該年度分の税額のうち、」の次に「減免の申請日以後において」を加え、「当該年の合計所得金額及び失業保険給付金等の見込額の合算額が課税最低限度額」を「所得金額等が非課税限度額」に改め、同表条例第 51 条第 1 項第 3 号に該当する場合の項減免の対象となる者の欄中「（昭和 40 年法律第 33 号）」を削り、同項減免する税額の欄中「当該年度分の税額のうち、」の次に「減免の申請日以後において」を加え、同表条例第 51 条第 1 項第 4 号に該当する場合の項中「当該年度分の税額のうち、」の次に「減免の申請日以後において」を加え、同表条例第 51 条第 1 項第 5 号に該当する場合の部災害により納税義務者が死亡した場合の相続人（法第 9 条の規定により当該納税義務者の納税義務を承継した相続人をいう。以下「相続人」という。）の項から生活貧困のため私的な生活扶助を受ける者の項までの規定中「当該年度分の税額のうち、」の次に「減免の申請日以後において」を加え、同部災害以外の理由により、納税義務者（ただし、前年の合計所得金額が 4,500,000 円を超える者は除く。）が死亡した場合の相続人で、当該年の合計所得金額の見込額が当該年の 4 月 1 日の属する年度のその者に係る市民税の課税最低限度額以下であり、かつ、生活が著しく困難であると認められるものの項の欄中「課税最低限度額」を「非課税

限度額」に改め、同項減免する税額欄中「当該年度分の税額のうち、」の次に「減免の申請日以後において」を加え、同部地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 7 項に規定する認可地縁団体及び政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成 6 年法律第 106 号）第 8 条に規定する法人である政党又は政治団体で、かつ、収益事業を行わないものの項から特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する法人で、かつ、収益事業を行わないものの項までの規定中「当該年度分の税額のうち、」の次に「減免の申請日以後において」を加え、同部その他市長が必要と認める者の項中「税額」を「市民税額」に改める。

別表第 2 条例第 71 条第 1 項第 1 号に該当する場合の部生活保護法の規定による生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助若しくは介護扶助を受ける者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の規定により支援給付を受ける者の所有し、専ら自らの居住の用に供する固定資産の項中「当該年度分の税額」を「減免申請のあった日の属する年度に賦課される固定資産税額（前年度以前に課されるべきであった固定資産税額を除く。以下この表において「当該年度分の税額」という。）」に改め、「算定した税額で、」の次に「減免の申請日以後において」を加え、同部生活貧困のための私的な生活扶助を受ける者の所有し、専ら自らの居住の用に供する固定資産の項中「算定した税額で、」の次に「減免の申請日以後において」を加え、同表条例第 71 条第 1 項第 2 号に該当する場合の項及び条例第 71 条第 1 項第 3 号に該当する場合の項中「算定した税額で、」の次に「減免の申請日以後において」を加え、同表条例第 71 条第 1 項第 4 号に該当する場合の部国又は地方公共団体に買収された固定資産の項中「算定した税額で、」の次に「減免の申請日以後において」を加え、同部その他市長が特に必要と認める固定資産の項中「当該年度分

の税額」を「当該年度分の固定資産税額」に改める。

別表第3条例第89条第1項第1号に該当する場合の部学校法人又は私立学校法（昭和24年法律第270号）第64条第4項の法人が所有し、その設置する学校の直接保育又は教育の用に供する軽自動車等の項中「当該年度分の税額」を「減免の申請のあった日の属する年度に賦課される軽自動車税額（前年度以前に課されるべきであった軽自動車税額を除く。以下この表において「当該年度分の税額」という。）に改め、「算定した税額で、」の次に「減免の申請日以後において」を加え、同部社会福祉法（昭和26年法律第45号）による社会福祉事業又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）による児童福祉施設の経営者又は設置者が所有し、その設置する施設の直接その本来の用に供する軽自動車等の項中「算定した税額で、」の次に「減免の申請日以後において」を加え、同表条例第89条第1項第2号に該当する場合の部消防専用の軽自動車等の項中「算定した税額で、」の次に「減免の申請日以後において」を加え、同部その他市長が特に必要と認める軽自動車等の項中「当該年度分の税額」を「当該年度分の軽自動車税額」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

伊勢市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則の一部を改正する規則

をここに公布する。

平成 23 年 4 月 15 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市規則第 21 号

伊勢市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則の一部を改正する  
規則

伊勢市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則(平成 17 年伊勢市規則  
第 92 号)の一部を次のように改正する。

様式第 11 号を次のように改める。

# 印鑑登録証明書交付申請書

(あて先) 伊勢市長

次のとおり印鑑登録カード(証)を添えて申請します。

フリガナ	
あなたの氏名	<small>※自書ではない場合は、押印が必要です。</small>
あなたの住所	生年月日 明・大・昭・平 年 月 日

印鑑登録カード(証)の種別				
新伊勢	旧伊勢	旧二見	旧小俣	旧御菌

登録番号		必要な通数	通
フリガナ		性別	○をつけて下さい。
必要な人の氏名 〔 印鑑登録カード(証) の名義人の氏名 〕			男・女
必要な人の住所 〔 印鑑登録カード(証) の名義人の住所 〕	<input type="checkbox"/> 「あなたの住所」と同じ <input checked="" type="checkbox"/> 伊勢市		

注意：印鑑登録カード(証)の提示がない場合、印鑑登録カード(証)名義人の本人申請であっても証明書を交付することができません。

※事務処理欄(本人確認)

係		免・保・住カ・パ・年・外・医 社・学・口頭質問・他( )
---	--	---------------------------------

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の伊勢市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則に定める様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

伊勢市救急業務実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 23 年 4 月 15 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 22 号

伊勢市救急業務実施規則の一部を改正する規則

伊勢市救急業務実施規則（平成 17 年伊勢市規則第 164 号）の一部  
を次のように改正する。

様式第 5 号中

既 往 症		服 用 薬 剤	
-------	--	---------	--

を

既 往 症		服 用 薬 剤	
病 院 選 定 経 過			

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

伊勢市事務決裁規程及び伊勢市文書管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 23 年 4 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市訓令第 1 号

伊勢市事務決裁規程及び伊勢市文書管理規程の一部を改正する規程  
(伊勢市事務決裁規程の一部改正)

第 1 条 伊勢市事務決裁規程(平成 17 年伊勢市訓令第 3 号)の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 2 の(5)の表 3 の項中「延納」を「納期限の延長」に改める。

別表第 2 の 3 の(2)の表 8 の項中「市勢要覧等」を「市勢統計要覧等」に改める。

別表第 2 の 4 の(1)の表 4 の項中「任命に関すること。」を「委嘱又は解職に関すること。」に改める。

別表第 2 の 4 の(2)の表 1 の項を次のように改める。

1	住民基本 台帳事務の 処理		重要	簡易	定例的か つ簡易	
---	---------------------	--	----	----	-------------	--

別表第 2 の 4 の(2)の表中 22 の項を 24 の項とし、18 の項から 21 の項までを 2 項ずつ繰り下げ、17 の項を削り、16 の項を 19 の項とし、6 の項から 15 の項までを 3 項ずつ繰り下げ、5 の項を 6 の項とし、同項の次に次のように加える。

7	住民基本 台帳カード の作成に関 すること。				○	
8	公的個人 認証に関す ること。				○	

別表第2の4の(2)の表4の項の次に次のように加える。

5	ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害保護者のための住民基本台帳事務における支援措置に関すること。			○	
---	---	--	--	---	--

別表第2の4の(4)の表36の項中「伊勢」を削る。

別表第2の5の(4)の表中3の項を削り、4の項を3の項とし、5の項から13の項までを1項ずつ繰り上げ、同表14の項中「保健福祉計画」を「保健福祉計画等」に改め、同項を同表13の項とし、同表15の項を同表14の項とする。

別表第2の5の(5)の表1の項中「保育所」を「保育所及び認定こども園（以下「保育所等」という。）」に改め、同表4の項中「保育所」を「保育所等」に改め、同表5の項中「市立保育所」の次に、「及び市立認定こども園」を加え、同表10の項を同表13の項とし、同表7の項から9の項までを3項ずつ繰り下げ、6の項の次に次のように加える。

7	女性保護の実施に関すること。			○	
8	家庭児童・女性相			重要	軽易

談に関する こと。					
9 子ども家 庭支援ネッ トワーク (要保護児 童対策地域 協議会)に 関すること。			重要	軽易	

別表第2の7の(3)の表4の項中「海上アクセス」を「宇治山田港旅客ターミナル」に改め、同表5の項中「財務政策部長」を「情報戦略局長」に改め、10の項を次のように改める。

10 交通規制 等に関する 要望書の処 理			○		
--------------------------------	--	--	---	--	--

別表第2の9の(2)の表を次のように改める。

(2) 生活福祉課

事項	市長	専決区分			備考
		副市長	総合支所長	課長	
1 住民基本台 帳事務の処理		重要	簡易	定例的かつ 簡易	
2 戸籍事務の 処理				○	
3 印鑑(認可)				○	

地縁団体に係るものを除く。)の登録及び証明並びに主管する事務に係る証明				
4 外国人登録の申請等の受理及び処理			○	
5 公的個人認証に関すること。			○	
6 埋火葬の許可			○	
7 死産の届出の受理			○	
8 各種税証明書発行			○	
9 税務標識の交付			○	
10 自動車の臨時運行許可			○	

別表第2の9の(3)の表を削る。

別表第2の10の表保育所の項の次に次のように加える。

認定こども園	1 認定こども園の運営及び行事の実施
--------	--------------------

(伊勢市文書管理規程の一部改正)

第2条 伊勢市文書管理規程（平成17年伊勢市訓令第6号）の一部を次のように改める。

別表第1 二生の項中「生活環境課」を「生活福祉課」に改め、同表二福の項を削り、同表小生の項中「生活環境課」を「生活福祉課」に改め、同表小福の項を削り、同表御生の項中「生活環境課」を「生活福祉課」に改め、同表御福の項を削る。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

伊勢市経営戦略会議規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 23 年 4 月 6 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市訓令第 2 号

伊勢市経営戦略会議規程の一部を改正する規程

伊勢市経営戦略会議規程（平成 17 年伊勢市訓令第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とする。

第 3 条第 1 項中第 10 号から第 12 号までを削り、第 13 号を第 10 号とし、同条第 1 項に次の 1 号を加える。

第 5 条第 1 項中「、病院事業管理者、消防長」を「、消防長、各総合支所長」に改める。

(11) 市立総合病院事務部長

別記様式中

付議事項提出部局	
----------	--

を

付議事項提出部局	
該当する審議事項	

に改める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

伊勢市水道事業及び下水道事業会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 23 年 4 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

### 上下水道事業管理規程第3号

伊勢市水道事業及び下水道事業会計規程の一部を改正する規程

伊勢市水道事業及び下水道事業会計規程（平成17年上下水道事業管理規程第15号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4条」を「第4条の2」に改める。

第4条第2項中「伊勢市水道事業及び下水道事業出納取扱金融機関」の次に「(以下「出納取扱金融機関」という。)」を、「伊勢市水道事業及び下水道事業収納取扱金融機関」の次に「(以下「出納取扱金融機関」という。)」を加える。

第4条の次に次の1条を加える。

(指定代理納付者の指定)

第4条の2 管理者は、地方自治法（昭和22年法律67号）第231条の2第6項に規定する指定代理納付者を指定しようとするときは、契約を締結しなければならない。

2 管理者は、指定代理納付者を指定したときは、その旨を告示するものとする。

第16条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、第17条の2の規定により口座振替の方法により収納する場合は、出納取扱金融機関若しくは収納取扱金融機関に対し納入通知書を送付するものとする。ただし、磁気テープによる口座振替処理の場合は、収納の内容を記録した磁気テープを納入通知書とみなして処理することができる。

第17条中「伊勢市水道事業及び下水道事業出納取扱金融機関(以下「出納取扱金融機関」という。)」若しくは伊勢市水道事業及び下水道事業収納取扱金融機関(以下「収納取扱金融機関」という。)」を「出納取扱金融機関若しくは収納取扱金融機関」に改める。

第 17 条の次に次の 1 条を加える

(口座振替の方法による納付)

第 17 条の 2 出納取扱金融機関若しくは収納取扱金融機関は、納入義務者から公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 21 条の 2 の規定により口座振替の方法により納入する旨の申出を受けたときは、直ちに当該納入義務者の預金口座から水道事業又は下水道事業の預金口座に受入れの手続きをとらなければならない。

第 27 条第 1 項中「地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）」を「地方公営企業法施行令」に改める。

第 39 条第 1 項中「水道部長」を「上下水道部長」に改める。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

## 伊勢市告示第 50 号

伊勢市市税条例（平成 17 年伊勢市条例第 51 号）第 18 条の 2 の規定により、平成 23 年度固定資産税・都市計画税納税通知書の送達を受ける者のうち、次に掲げる地域に住所又は 6 居所を有するものについては、第 1 納期限（平成 23 年 5 月 2 日）を延長します。

平成 23 年 4 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

### 1 納期限を延長する地域

青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県

### 2 納期限を延長する期日

別途市長が定める日

### 3 納期限を延長する理由

平成 23 年東北地方太平洋沖地震の発生により被災した可能性があるため。

伊勢市告示第 51 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 第 6 項の規定により次のおり伊勢市ふるさと応援寄附金の指定代理納付者を指定したので、伊勢市会計規則（平成 17 年伊勢市規則第 42 号）第 21 条の 3 第 2 項の規定により告示します。

平成 23 年 4 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 指定代理納付者の指定を受けた者

所在地	名称
三重県四日市市幸町 2 番 4 号	株式会社 三重銀カード
東京都港区南青山 5 丁目 1 番 22 号	株式会社 ジェーシービー

2 指定代理納付者に代理納付させる期間

平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 52 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 56 条第 4 項の規定に基づき、伊勢市保育所保育料の収納に関する業務の一部を次のとおり委託したので、児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号）第 44 条の 2 第 1 項の規定により告示します。

平成 23 年 4 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 収納に関する業務を委託した者

所在地	名称
伊勢市大湊町 1080 番地 1	大湊保育園
伊勢市一色町 1316 番地	一色保育園
伊勢市村松町 143 番地	村松保育園
伊勢市船江 3 丁目 11 番 43 号	船江保育園
伊勢市常磐町 74 番地 5	たけのこ保育園
伊勢市岡本 1 丁目 2 番 33 号	マリア保育園
伊勢市東大淀町 2 番地 12	東大淀保育園
伊勢市磯町 1736 番地	豊浜西保育所
伊勢市矢持町 426 番地	みどり保育園
伊勢市有滝町 2102 番地 55	有滝保育園
伊勢市中須町 416 番地 43	中須保育園
伊勢市佐八町 728 番地 2	佐八保育園

伊勢市旭町 348 番地	みややま保育園
伊勢市勢田町 642 番地 3	なかよし保育所
伊勢市小俣町元町 569 番地	えがお保育園
伊勢市小俣町新村 558 番地 20	あけの保育園

## 2 委託期間

平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで

## 伊勢市告示第 53 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 第 1 項の規定に基づき、退職手当審査会に関する事務を三重県市町職員退職手当組合に委託することについて、次のとおり規約を定めたので、同条第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 第 2 項の規定により告示します。

平成 23 年 4 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

### 記

伊勢市と三重県市町職員退職手当組合との間における退職手当審査会に関する事務の委託に関する規約

（委託事務の範囲）

第 1 条 伊勢市は、職員（合併前の二見町、小俣町又は御菌村の職員として在職した者で引き続き伊勢市職員として任用された者を除く。）の退職手当の支給に関する事務のうち、伊勢市職員退職手当支給条例（平成 17 年伊勢市条例第 46 号）第 17 条に規定する退職手当審査会に関する事務（以下「委託事務」という。）を三重県市町職員退職手当組合（以下「組合」という。）に委託する。

（管理及び執行の方法）

第 2 条 前条に掲げる委託事務については、組合の条例及び規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

（経費の負担及び予算の執行）

第3条 委託事務に要する経費は、伊勢市の負担とし、伊勢市は、これを組合に交付するものとする。

2 前項の経費の額及び交付の時期は、組合の管理者（以下「組合長」という。）が伊勢市長と協議して定める。

第4条 組合長は、その委託事務に係る収入及び支出については、組合予算に計上し、経理するものとする。

2 組合長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第6項の規定により、決算の要領を公表したときは、同時に委託事務に関する収支の明細を伊勢市長に通知するものとする。

（連絡会議）

第5条 委託事務について連絡調整を図るため、必要があると認めるときは、組合長と伊勢市長は、連絡会議を開くことができる。

（条例等改正の場合の措置）

第6条 委託事務について適用される組合の条例等の全部若しくは一部を改正しようとする場合においては、組合長は、あらかじめ、伊勢市長に通知しなければならない。

2 前項の規定による通知があったときは、伊勢市長は当該条例等を公表しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、平成23年4月1日から施行する。

（組合の条例等の公表）

2 伊勢市長は、この規約を告示する際、併せて事務委託に関する組合の条例等が伊勢市に適用される旨及びこれらの組合の条例等を公表するものとする。

（委託事務の廃止）

- 3 委託事務の全部又は一部を廃止する場合には、当該委託事務に関する収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り精算するものとする。

伊勢市告示第 54 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、藤ヒルズ自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 23 年 4 月 4 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 代表者の氏名及び住所

変更前	河 原 昭 剛
	伊勢市藤里町 189 番地 43
変更後	宮 嶋 通 久
	伊勢市藤里町 189 番地 62

伊勢市告示第 55 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、東豊浜町西条自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 23 年 4 月 4 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 代表者の氏名及び住所

変更前 北 村 武 男

伊勢市東豊浜町 1301 番地

変更後 辻 井 由 和

伊勢市東豊浜町 3523 番地

伊勢市告示第 56 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、森区自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 23 年 4 月 4 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 代表者の氏名及び住所

変更前 広 垣 肇

伊勢市西豊浜町 1849 番地

変更後 大 仲 文 博

伊勢市西豊浜町 1850 番地

伊勢市告示第 57 号

道路の区域変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を変更しました。

平成 23 年 4 月 4 日

伊勢市長 鈴木 健 一

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
市道	元町 25 号線	小俣町元町 238 番 2 地先から 小俣町元町 239 番 1 地先まで	旧	4.6~11.4	49.0
			新	4.6	49.0

区域を変更表示した図面を縦覧する場所および期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期間 告示の日から 2 週間

伊勢市告示第 58 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

平成 23 年 4 月 4 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路線名	供用開始の区間
元町 25 号線	小俣町元町 238 番 2 地先から 小俣町元町 239 番 1 地先まで

供用開始の期日 平成 23 年 月 日

供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期日 告示の日から 2 週間

伊勢市告示第 59 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように

道路の供用を開始します。

平成 23 年 4 月 4 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
裏浜第 3 線	伊勢市村松町字西里 57 番 24 地先から 伊勢市村松町字西山 1 番 4 地先まで

供用開始の期日 平成 23 年 4 月 4 日

供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期間 告示の日から 2 週間

伊勢市告示第 60 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定に基づき地縁による団体を次のとおり認可しました。

平成 23 年 4 月 7 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 名称

上野町自治会

2 規約に定める目的

本会は、以下に掲げるような地域的な共同作業を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 広報、回覧板の回付等、区域内の会員相互の連絡と親睦
- (2) 美化・清掃等区域内の環境の整備
- (3) 公民館等、施設の維持管理および共有財産の保全
- (4) その他、目的を達成するために必要な事項に関する事。

3 区域

本会の区域は伊勢市上野町全域の内、167 番地から 330 番地 1 まで、355 番地、2754 番地 1 から 2754 番地 5 まで、2842 番地 3 から 2842 番地 4 まで、2855 番地 5 から 2855 番地 8 まで、3320 番地から 3539 番地までを除く区域とする。

4 事務所

本会の事務所は、上野町自治会会長宅に置く。

5 代表者の氏名及び住所

久保 芳洋

伊勢市上野町 1192 番地

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定める解散の事由

1. 本会は、地方自治法第 260 条の 20 の規定により解散する。

2. 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

9 認可年月日

平成 23 年 4 月 1 日



































































































